

# 2019年商事法務 ハイライト

——本年のトピックと関連記事の振り返り

編集部

## はじめに

**編集長 A** 今年も一年の締めくくりに時期がやってきた。編集部による座談会という体裁で毎年年末号でお届けする本コーナー「商事法務ハイライト」。本誌で扱うテーマについて、今年一年のトピックと各トピックに関連する本誌掲載記事を振り返っていきたい。

今年も定期欄(図表1)に加えて多くの論文を掲載した。そのすべてを毎号の刊行タイミングで読み切っている読者は多くないだろう。ぜひ、本コーナーをきっかけに見逃していた記事をご覧いただきたい。

まずは、今年どのようなトピックがあったかをBさん(若手編集部員)に概観してもらおう。主な法令改正等についてはどうか。

**若手編集部員 B** 記憶に新しいところでは、今月一日、会社法改正法が公布されました。

また、企業内容等の開示に関する内閣府令が一月と六月に改正されるなど、今年是一年を通じて開示ルールの見直しへの対応を求められたことにも触れる必要があると思います。

さらに、六月二八日に経済産業省が、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」(グループガイドライン)を策定したこともあり、今年にはグループガバナンスへの

注目が高まりました。同日には「公正なM&Aの在り方に関する指針」も策定されました。実務に大きな影響を与えたMBO指針を二年ぶりに改訂するものでもあり、こちらも大きな注目が集まりました。

**A** 企業動向についても、今年トピックをいくつか挙げてもらいたい。

**B** 一月の武田薬品工業・シャイアー事案(株式対価による英国上場会社の買収)、三月の伊藤忠商事・デサント事案(発行会社の賛同を得ないTOBの成立)、六月のLIXIL株主総会(株主提案による役員選任議案の可決)、七月からのユニゾHDをめぐる一連の買収提案、八月のヤフー・アスクル事案(上場子会社における役員選任議案に対して親会社が反対の議決権行使)などが本誌テーマに関係する話題となった企業動向として挙げる事ができると思います。

個別の事案を離れば、株主総会における株主提案の増加も話題になりました。また、昨年六月に改訂されたコーポレートガバナンス・コード(CGコード)への対応期限が昨年一月三十一日でした。このこともあり、今年から日本企業によるコーポレートガバナンスは新たな段階に入ったといえます。

**A** 司法判断についてもトピックを挙げてもらいたい。

## 目次

- はじめに
- 1 主な法令改正等
- 2 企業内容等開示府令の改正と記述情報開示原則・好事例集の策定
- 3 今年成立したその他の主な法令
- 4 グループガイドラインの策定
- 5 公正なM&Aの在り方に関する指針の策定
- 6 検討が進むルール・制度の見直し
- ▽ 企業に関する動向
- 1 個別企業に関する動向
- 2 株主総会に関する動向
- 3 コーポレートガバナンス、取締役会に関する動向
- 4 コンプライアンスに関する動向
- ▽ 主な司法判断
- 1 アドバネクス株主総会決議不存在確認等請求事件
- 2 ヨロズ株主提案議題等記載仮処分命令申立事件
- 3 その他の司法判断
- ▽ 海外法制に関する動向
- ▽ 学界に関する動向
- ▽ おわりに

## 2019年商事法務ハイライト

〔図表1〕 本誌定期欄の紹介

## 毎月5日号掲載

- 実務問答会社法  
法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。

## 毎月15日号掲載

- 商事法判例研究  
京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘、洲崎博史、北村雅史京都大学教授監修。
- 実務問答金商法  
法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学准教授監修。

## 毎月25日号掲載

- 米国会社・証取法判例研究  
神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。
- 新商事判例便覧  
法律実務家が、毎回4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。

## 適宜掲載

- 商事法務トピック  
時々の国内トピックを解説。
- 海外情報  
時々の海外トピックを解説。

## 毎号掲載

- ニュース  
編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。
- スクランブル  
時々のトピックを論評。

**B** 本誌テーマにかかわる特に重要な司法判断として、今年は、アドバネクス株主総会決議不存在確認等請求事件、ヨロズ株主提案議題等記載仮処分命令申立事件の二つを挙げることができると思います。

**A** それでは、以下ではBさんに引き続き今年のトピックをより具体的に紹介していただこう。Cさん（中堅編集部員）にはそれらに関連する本誌掲載記事の紹介をしても構わない。今年の掲載記事については、通し番号を付すことにしよう。

中堅編集部員C 承知しました。

## 主な法令改正等

## 1 会社法の改正

**A** 本誌関連テーマの主な法令改正等を振り返ろう。その全体像については、図表2を参照いただくこととし、ここでは主に本誌で論文等として取り上げたテーマをみていこう。まずは、会社法改正を取り上げたい。今月四日、会社法改正法が第二〇〇回国会（臨時会）の参議院本会議で可決・成立し、一日公布された（令和元年法律第七〇号）。改正

法成立までの経緯はどうだったのだろうか。

**B** 一昨年（二〇一七年）二月九日に開催された法制審議会第一七八回会議において、金田勝年法務大臣（当時）から、法制審議会へ、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する諮問（諮問第一〇四号）がされました。これを受け、同年四月、法制審議会に会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、審議・調査が開始されました。

昨年（二〇一八年）二月には、事務局である法務省民事局参事官室による「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が公表され、パブリックコメントも実施されました。その後はその結果も受けて部会での審議が継続し、本年（二〇一九年）一月一六日、部会は「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめました。これが要綱として採択されたのは二月一四日開催の法制審議会第一八三回会議です。これに基づき一月一八日に「会社法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、第二〇〇回国会（臨時会）に提出されました。

**C** 本誌では、以上の経過に沿って、各記事を掲載しています。昨年は、神田秀樹「竹林俊憲」三管裕「鼎談」会社法制見直しの展望——中間試案取りまとめを振り返って——

本誌二一六号六頁、竹林俊憲「蘭牟田泰隆」邊英基「青野雅朗」坂本佳隆「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に対する各界意見の分析〔上〕〔下〕本誌二一六号四頁〜二一七号二頁を掲載しました。今年も、要綱案の概要説明である、①「会社法制（企業統治等関係）」の見直しに関する要綱案の概要「本誌二一八号四頁」と、要綱案を取りまとめた部会長による解説である、②神田秀樹（連載）「会社法制（企業統治等関係）」の見直しに関する要綱案」の解説〔I〕〔II〕本誌二一九号四頁〜二一九号六頁を掲載しています。

**B** 法案国会提出後の一〇月末には法務大臣の交代もあり、今月九日を会期末とする同国会で成立するかが注目されていましたが、一月一二日に衆議院法務委員会での審査開始後は、順調に審議が進み、今月四日に参議院本会議で可決・成立しました。

ただし、衆議院における審議の中で、与野党の共同提案により、株主提案権の濫用のな行使を制限するための措置に関する改正規定中、不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削除する旨の修正案が提出され、修正された改正法案が衆議院本会議で可決され、修正後の法案が参議院本会議で可決されています。

**A** 改正会社法の内容を簡単に確認しておく。

**B** 株主総会に関する規律の見直しとしては、株主総会資料の電子提供制度が新設されます。また、株主提案権の濫用的な行使を制限するために、提案できる議案の数を一〇までとする規定が新設されます。

取締役等に関する規律の見直しに關しては、(i)取締役等への適切なインセンティブの付与に向けた規律の見直しとして、取締役の報酬等に関する規律の見直しと会社補償・D&O保険に係る規定の新設、(ii)社外取締役の活用等に向けた規律の見直しとして、業務執行の社外取締役への委託に係る規定の新設と上場会社等に対する社外取締役の設置義務づけがされます。そのほか、社債管理補助者制度や株式交付制度の新設等、多岐にわたる改正です。

施行期日は、その公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日とされていますが、準備期間がより長く必要と想定される株主総会資料の電子提供制度等については公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

**A** 来年は、法務省令改正案が公表され、パブリックコメント手続に付されることになる。施行時期を占う上でも、法務省令改正案の公表時期は注目される。

**B** 今回の改正は、法務省令に委ねている部分が平成二六年改正よりも多いといわれます。改正内容の詳細を理解する上でも、法務省令改正案の内容を注視しています。

**A** 会社法は本誌の創刊以来の第一テーマであり、来年前半は、改正会社法が本誌の中心のテーマになる。さまざまな切り口で関連企画を掲載していく予定なので、読者の皆様にはご期待いただきたい。

**2 企業内容等開示府令の改正と記述情報開示原則・好事例集の策定**

**A** 今年の開示ルール見直しに話題を移そう。今年は企業内容等に関する開示府令の改正とそれに伴う記述情報の開示に関する原則の策定が大きなトピックだった。まずは、前者の内容から紹介してもらいたい。

**B** 一月三十一日、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第三号）が公布・施行されました。本改正は、昨年六月二十八日に公表された「金融審議会デイスクリージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて」（DWG報告）を受けたものです。

本改正では、まず、有価証券報告書における財務情報および記述情報の充実のため、(i)経営方針、経営環境および対処すべき課題等、(ii)事業

等のリスク、(iii)経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）について開示内容の見直しが行われています。

(i)については、経営方針・経営戦略等の記載に当たって、経営環境に対する経営者の認識の説明を含めた上で、事業の内容と関連づけた記載を求め、(ii)については、経営者が経営成績等の状況に重要な影響を与えることと認識している主要なリスクの具体的な記載を求め、その記載に当たり、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮したわかりやすい記載を求め、(iii)については、その記載に当たり、経営方針・経営戦略等の内容のほか、他の記載項目の内容と関連づけて記載すべきことが明確化され、さらに、キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容等の記載は、資金の調達方法・状況や用途等に対する経営者の認識を含め、具体的にわかりやすく記載することを求めています。これらは二〇二〇年三月期から適用されます。

また、本改正は、建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供のため、有価証券報告書における役員報酬や政策保有株式等の開示の充実も求めています。これらはすでに本年三月期から適用が開始されています。

**C** 本改正の内容は、企業の開示

実務に大きな影響を与える予想されます。そこで、本誌でも多くの記事を取り上げました。

まず、本改正の内容の立案担当者による解説である、③八木原栄二「岡村健史」堀内隼「片岡素香」企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」本誌二一九四号一六頁を掲載しました。また、DWG報告を取りまとめたデイスクリージャーワーキング・グループのメンバーであった機関投資家とその立場からこれからの開示のベストプラクティスを語る鼎談（④井口讓二「三瓶裕喜」佐藤淑子「機関投資家に聞く」改正開示府令と開示原則の下での「望ましい開示」とベストプラクティス」本誌二一九七号二四頁）を開催しました。

さらに、本年三月期から適用された本改正の役員報酬に関する部分に対する各社の開示対応を日経二二五企業の有報開示の分析から検討し、今後の実務上の留意点を検討する、⑤伊達憲「並木淳一」梶嘉春「企業内容等の開示に関する内閣府令を踏まえた役員報酬に係る開示分析」日経二二五採用銘柄について」本誌二二二二号三三頁を掲載しました。

**A** 記述情報の開示に関する原則についてはどうか。

**B** 前述のとおり、二〇二〇年三月期から適用される改正開示府令の中心は、財務情報および記述情報の充実に関する規定です。この部分に

## 2019年商事法務ハイライト

〔図表2〕 年向日誌——主な法令改正等  
(12月17日現在)

1月	
10日	経産省、「統合報告・ESG対話フォーラム関西分科会報告書」を公表
16日	企業会計基準委員会、「企業結合に関する会計基準」の改正等を公表 金融庁、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表
22日	金融庁、「会計監査に関する情報提供の充実について」を公表
28日	第198回国会(常会)召集
31日	企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の公布・施行
2月	
12日	商事法務研究会、内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)の指定登録機関としての登録申請受付を開始
14日	法制審議会の第183回会議が開催(会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案の採択)
21日	東証、「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2018年12月末日時点)」を公表
3月	
8日	経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬」の改訂を公表
19日	金融庁、「記述情報の開示に関する原則」および「記述情報の開示の好事例集」を公表
27日	東証、「市場構造の在り方等に関する市場関係者からのご意見の概要」と「現在の市場構造を巡る課題(論点整理)」を公表
28日	日本取引所グループおよび東京商品取引所、経営統合に関する基本合意の締結を公表
29日	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)の公布
4月	
9日	経産省、「海外M&Aと日本企業」を公表
24日	SSコード・CGコードのフォローアップ会議、意見書(4)を公表

ついで金融庁は、本改正とは別に、三月一九日、「記述情報の開示に関する原則」および「記述情報の開示の好事例集」を公表しました。

本原則は、前述のDWG報告の提言を踏まえ、財務情報以外の開示情報であるいわゆる「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたものです。本原則は、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、開示の考え方等を整理することにより、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図ることを目的としています。

また、好事例集は、DWG報告で、適切な開示実務の積上げを図る取組みも必要とされたことを受け、一部企業の好事例を企業全体に広げるため、金融庁が実際の開示の好事例を収集し、取りまとめたものです。

C そこで本誌ではまず、本原則と好事例集の内容の立案担当者による解説である、⑥藤岡由佳子(前田和哉)国分優子(記述情報の開示に関する原則)および「記述情報の開示の好事例集」の解説(本誌二一九六号一三頁)を掲載しました。

また、今後の記述情報開示の内容に関する実務上の留意点と二〇二〇年三月期からの適用開始に向けた、今後の社内における有報作成手続の留意点を解説する、⑦鈴木克昌(波多野圭治)宮田俊(青山慎一)「記述情報開示の充実に係る法的論点と実務対応」本誌本号三六頁を掲載しました。

また、記述情報のうち、「事業等のリスク」部分の開示に関する実務対応を検討する、⑧竹内朗(早川明伸)岩渕恵理(事業等のリスク)の有報開示強化に備えたりリスク管理体制の高度化——リスクマップの作成と更新によるPDCAの導入(本誌二〇八号三七頁)を掲載しました。本稿では、経営者が認識する主要なリスクについて記載しなかった場合や、主要なリスクへの対応策について事実と異なる記載をした場合は、有価証券報告書の虚偽記載に該当するおそれがあるとされる一方、従前からリスク管理体制の高度化の機会

をうかがってきた実務者にとつては、経営トップの理解と協力を引き出せる千載一遇のチャンスを得たことになると指摘されています。

B その後、一月二九日、金融庁は好事例集を更新するともに、「政策保有株式・投資家が期待する好開示のポイント(例)」を新たに公表しました。好事例集の更新は、本年三月期からの適用開始に対応した各社の「役員の報酬等」の開示の好事例を追加する形でなされています。他方、政策保有株式については同じく本年三月期から適用開始されたものの、投資家が好開示と考える開示と現状の開示の乖離が大きいとの意見が聞かれたため好事例集に代えて本ポイントを公表したとされています。

ます。

また、東京証券取引所は、同日、コーポレート・ガバナンス報告書の記載を主な対象とし、CGコードの原則に関し充実した取組みを行い、その内容が投資家にわかりやすく提供されている開示例を「コーポレート・ガバナンスに関する好事例集」として取りまとめ公表しています。

⑨ 関本正樹「山脇菜摘美」『コーポレート・ガバナンスに関する開示の好事例集』の解説」本誌二二一七号一六頁を掲載しています。

3 今年成立したその他の主な法令等

(1) 平成三十一年税制改正  
A その他の今年成立した主な法令等(本誌テーマ関連)についても簡単に振り返ろう。

B 一九八回通常国会で成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(平成三十一年法律第六号。三月二十九日公布)では、組織再編税制における適格要件等の見直しおよび役員業績連動給与に係る損金算入手続の見直しが行われました。

C 本誌では、⑩田中良「二〇一九年度税制改正の概要と実務への影響——組織再編税制における適格要件等および役員業績連動給与に係る損金算入手続の見直し」本誌二二〇

二号二三頁を掲載し、その概要を紹介しています。

(2) 令和元年資金決済法等改正

B 同国会では、昨年一二月に取りまとめられた「仮想通貨交換業等に関する研究会報告書」に基づく「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第二八号。六月七日公布)も成立しました。本法は資金決済法と金融商品取引法(金商法)をそれぞれ改正しましたが、国際的な動向等を踏まえ、資金決済法を改正する部分では、法令上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更し、暗号資産交換業者の業規制を強化するなどしました。また、金商法を改正する部分では、金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とし、トークンを第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とするなどの改正がなされました。

C 本誌では金商法の改正部分の立案担当者による解説である、⑪小澤裕史ほか「金融商品取引法の一部改正の概要——暗号資産を用いた新たな取引および不正な行為への対応」本誌二二〇四号四頁を掲載し、

また、トークンが第一項有価証券に位置づけられた理論的根拠を検討する、⑫大越有人「電子記録移転権利(トークン表示権利)の第一項有価証券該当性について」本誌二二〇六号一〇六頁も掲載しています。

(3) 令和元年独禁法改正

B 同国会で成立した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律四五号。六月二六日公布)は、(i)課徴金減免制度について、新たに事業者が事件の真相解明に資する資料の提出等をした場合に、公正取引委員会が課徴金の額を減額する仕組み(調査協力減算制度)を導入すること、(ii)課徴金の算定方法について、課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等の見直しを行うことなどを内容とします。

また、新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組みとして、今後、公取委による、弁護士・依頼者間秘匿特権に対応するための委員会規則や指針等の整備が予定されています。

C 本誌では、本改正の立案担当者による解説である、⑬多賀根健「橋本達裕」宮本太介「近藤彩夏」私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年改正)等の解説」本誌二二一〇号四頁を掲載し、本改正の基となる提言を取りまとめた独占禁止法

研究会のメンバーであった著者による解説である、⑭村上政博「二〇一九年の独占禁止法改正について」本誌二二〇五号三三頁も掲載しています。

(4) 民事基本法制改正

B そのほか、同国会では、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」、「戸籍法の一部を改正する法律」、「民法等の一部を改正する法律」(特別養子関係)も成立し、当会では会員解説会を実施しています。

(5) 金商法施行令等改正

A 前述の開示府令の改正と記述情報開示原則の策定のほかどのような開示に関する動きがあったか。

B 六月二一日、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」(令和元年政令第三四号)および「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(令和元年内閣府令第一三三号)が公布され、これらの改正とともに、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正も行われました。  
本改正では、(i)経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬として、一定期間の譲渡を制限した株式(譲渡制限付株式)を交付

## 2019年商事法務ハイライト

5月	
1日	改元、「令和」が始まる
8日	消費者庁、「公益通報者保護専門調査会報告書」に関する意見募集結果を公表
15日	東証、「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2019」を公表
17日	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の公布  金融審議会「市場構造専門グループ」の第1回会議が開催  公認会計士・監査審査会、「監査事務所等モニタリング基本方針」を公表
22日	経産省、「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ（案）」で意見募集
24日	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）の公布
31日	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の公布  金融庁、「監査基準の改訂について（公開草案）」で意見募集  経産省、「攻めの経営」を促す役員報酬の改訂を公表  経産省、「SDGs経営ガイド」を公表
6月	
7日	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）の公布
14日	民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）の公布
19日	公取委、「平成30年度における主要な企業結合事例」を公表
20日	証券監視委、「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表
21日	政府、「成長戦略実行計画」等を閣議決定  金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等の公布

する際の開示規制の見直し、(ii)「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」の報告書（一月二二日公表）を踏まえた見直しが行われており、(i)は令和元年七月一日から、(ii)は令和元年六月二日から施行されています。

C 本誌では、本改正の立案担当者による解説である、⑮八木原栄二「中条咲耶子」中野寛之「開示制度に係る政令・内閣府令等の概要」株式報酬に係る開示規制の見直しおよび「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し」本誌二二〇五号二七頁を掲載しています。また、懇談会報告書についても、担当者による解説である、⑯高橋敦子「会計監査に関する情報提供の充実に」金融庁「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の解説」本誌二一九三号二六頁を掲載しています。

4 グループガイドラインの策定

A 次に今年のキーワードの一つであったグループガバナンスを取り上げよう。六月二十八日、経済産業省は「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（グループガイドライン）を公表したが、その内容はどのようなものか。

B グループガイドラインは、企業グループ全体の中長期的な企業価値向上と持続的成長を図るため、「攻め」と「守り」の両面から実効的なガバナンスのあり方について、事業ポートフォリオの最適化といった動態的な視点も含め、各社における検討に資するベストプラクティスを示すことを目的としています。本ガイドラインは、「グループ設計の在り方」（第二章）、「事業ポートフォリオマネジメントの在り方」（第三章）、「内部統制システムの在り方」（第四章）、「子会社経営陣の指名・報酬の在り方」（第五章）、「上場子会社に関するガバナンスの在り方」（第六章）の各章で構成されています。

C 本ガイドラインは経産省に設置されたコーポレート・ガバナンス・システム研究会（CGS研究会）での議論に基づき公表され、前記のように非常に幅広いテーマを扱っています。

そこで、本誌では、本ガイドラインの全体像の把握を助けるため、立案担当者による本ガイドラインの解説（⑰疋田正彦「大草康平」樋口周

一「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」(グループガイドライン)の解説上)〔F〕本誌二〇四号一四頁〜二二〇六号六三頁)だけでなく、本ガイドラインの意義と実務上の論点を端的に示してもらうことを目的に、CGS研究会メンバーによる座談会(⑱神田秀樹 〓小口正範 〓江良明嗣 〓坂本里和 〓武井一浩(「座談会」グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の意義と実務)本誌二二〇六号六頁)を開催しました。

また、本ガイドラインの各章のエッセンスを、研究会メンバーが紹介する解説記事を掲載しました。第二章・第三章については、経済学者メンバーによる、⑲宮島英昭「グローバル企業のグループガバナンス——企業価値の向上に向けて」本誌二二〇一六頁を、第四章・第六章については、法律実務家メンバーによる、⑳澤口実 〓三管裕 〓塚本英巨 〓武井一浩「グループガイドラインの実務への活用」〔I〕〔M〕本誌二二〇八号四頁、一二頁、一九頁、二六頁を掲載しています。

**A** 本ガイドラインの公表直後にヤフー・アスクル事案(上場子会社における役員選任議案に対して親会社が議決権反対行使をした事案)が報道され、第六章「上場子会社に關するガバナンスの在り方」と同事案を照らし合わせて考えてみた読者も

多かったのではないかと。

**C** 本ガイドライン公表後の親子上場への関心の高まりを受けて、本誌も親子上場をテーマに含む、⑳倉橋雄作「支配株主の存在をめぐるガバナンス問題」〔F〕——株主間の利益相反問題への実務対応(本誌二二〇二四頁、二二一三二頁二頁を掲載しました。本稿では、親会社が子会社の取締役の人事権を握り、指名・報酬の実質的な意思決定をすることは会社法が本来予定している資本多数決の原則に沿うものであり、それは子会社が上場していても違いはないとも指摘されています。

**B** 東京証券取引所は、一月二九日、「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」を設置することを公表し、上場子会社のガバナンス等について、支配株主を有する上場会社における当該株主と少数株主との利害調整のあり方、投資者が安心して投資するために必要と少数株主保護の枠組み等を検討するとしています。同研究会での今後の議論が注目されます。

**A** 本誌でも引き続き親子上場関係に関連する記事を掲載していく予定である。読者の皆様にはご期待いただきたい。

**5 公正なM&Aの在り方に関する指針の策定**

**A** 経済産業省は、六月二八日、

「公正なM&Aの在り方に関する指針」も公表している。

**B** 「公正なM&Aの在り方に関する指針」は、公正なM&Aの在り方に関する研究会の議論に基づき、実務に大きな影響を与えたMBO指針(二〇〇七年)を改訂する形で策定されましたが、MBO指針の基本的な考え方や実務上の対応の一部を受け継ぎつつも、その内容を全面的に見直すものとなっています。MBOおよび支配株主による従属会社の買収という二つの取引類型を中心に、わが国企業社会において共有されるべき公正なM&Aのあり方として、原則論を含めた考え方の整理を行い、その考え方に基づいた実務上の対応(七つの公正性担保措置等)を提示しています。

**C** 本誌では本指針に関しても、立案担当者による解説である、㉑越智晋平「公正なM&Aの在り方に関する指針——企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」の解説〔F〕(本誌二二〇五号四頁、二二〇六号五二頁を掲載するとともに、公正なM&Aの在り方に関する研究会メンバーに本指針の意義と実務上の論点を端的に示してもらうことを目的に、座談会(㉒神田秀樹 〓小口正範 〓江良明嗣 〓坂本里和 〓武井一浩(「座談会」公正なM&Aの在り方に関する指針の意義と実務)本誌二二〇六号二八頁)を開催しました。ま

た、㉓石綿学 〓内田修平「公正なM&Aの在り方に関する指針」の意義と実務への影響〔上〕〔F〕(本誌二二〇九号一九頁〜二二一〇号八五頁)では、本指針が実務にどのような影響を与えるかを詳細に検討しています。

⑳藤田友敬「公正なM&Aの在り方に関する指針」の意義(本誌二二〇九号四頁は、本指針が従来の裁判例との関係で持つ独自の意義および利益相反構造のあるM&Aにおける基本的な視点を提供し、その視点と個々の公正性担保措置との関係を整理した意義等が検討されます。また、㉔大杉謙一「M&A取引における株主保護法制の各国比較——日本法・ドイツ法・アメリカ法を中心に」〔F〕(本誌二二〇二四頁、二二〇三三頁)一頁は、日独米の企業買収法制における株主保護ルールを比較しその背景となる考え方を検討するものですが、その中でMBO指針(と公表間近だった本指針)が日本法制の中で果たす役割についても述べられます。

**6 検討が進むルール・制度の見直し**

**A** 次に現在検討が進められているルール・制度の見直しについても触れておこう。

## 2019年商事法務ハイライト

26日	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号）の公布  公取委、独占禁止法に関する相談事例集（平成30年度）を公表
28日	経産省、グループガイドラインを公表  経産省、公正なM&Aの在り方に関する指針を公表
7月	
10日	公取委、「業務提携に関する検討会」報告書を公表
22日	商事法務研究会、「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する報告書」および「監護権の規定の在り方に関する研究会報告書」を公表
26日	金融審議会「金融制度スタディ・グループ」, 「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告「基本的な考え方」」を公表
30日	公認会計士・監査審査会、「令和元年版モニタリングレポート」等を公表
8月	
1日	東証、「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」を公表
26日	経産省、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」の第1回会議を開催
9月	
6日	金融庁、「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表  証券監視委、「令和元事務年度 証券モニタリング基本方針」を策定
10月	
2日	「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の令和元年度第1回会議が開催
4日	第200回国会（臨時会）召集  金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」の第1回会議が開催
8日	「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」の第1回会議が開催
23日	証券監視委、「開示検査事例集」を公表

(1) スチュワードシップ・コード改訂に向けた検討

B 一〇月二日、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の令和元年度第一回会議が開催されました。同会議では、おおむね三年ごとの見直しが予定されているスチュワードシップ・コード（SSコード）の改訂に向けた議論が進められています。SSコードは、来年の株主総会シーズンを見据え、来年を目途に改訂が予想されています。

C 本誌では、②7森岡和宏・藤田直文・西原彰美「コーポレートガバナンス改革のさらなる推進に向けた検討の方向性」本誌二一九号一二頁を掲載しています。本記事は、スチュワードシップ・コード及びコー

ポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が、本年四月に、次回SSコード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を取りまとめた、同会議の意見書(4)を、担当者が解説したもので、今後のSSコード改訂に向けた議論の把握に参考になります。また、後記⑥⑦論文も日本のSSコード改訂と関連する海外のトピックを解説したもので、参考になります。

(2) 市場構造の見直しに向けた検討

B 「市場構造の見直し」も読者の関心の高いトピックだと思います。現在、金融審議会「市場構造専門グループ」で、市場構造の見直しに関する議論やヒアリング等がなされています。これは、本年三月に東京

証券取引所が公表した「市場構造の在り方等に関する市場関係者からのご意見の概要」と「現在の市場構造を巡る課題（論点整理）」を受けたものです。第一回会議は五月一七日に開催され、十一月二〇日の第五回会議では、市場構造の見直し案が示され、大きな話題となりました。

A これらの二つの見直しについても、来年以降、関連解説を企画したい。来年の年初号である本誌二一九号では、それぞれの見直しの立案担当部署による新年展望を掲載する予定であるので、読者の皆様にご参照いただきたい。

## 企業に関する動向

## 1 個別企業に関する動向

A ここからは、法令等改正以外の本誌関連トピックを振り返ってみたい。まずは、個別の企業に関する動向はどうだろうか。

B 今年、M&A関連の大きな話題として、武田薬品工業によるシャイアー買収の完了（一月八日）がありました。武田薬品工業がシャイアーの発行済普通株式および発行予定普通株式のすべてを取得する取引が完了し、売上高世界トップに入るメガファーマ（巨大製薬会社）が誕生しました。本件買収は、日本の



上場会社が現金および株式を対価として、海外の上場会社を買収したクロスボーダーM&Aであり、その買収価額の合計が過去最大(約六・二兆円)であったこと等から実務的に高い関心を集めました。

**C** 本誌では、まず本件買収の概要を⑳「トピック」武田薬品工業によるシャイアー買収の完了」本誌二一八九号四六頁で紹介しています。また、本件買収にかかわった法律実務家による詳細な解説記事である、⑳太田洋「柴田寛子」浅岡義之「野澤大和」(連載)武田薬品によるシャイアー買収の解説(Ⅰ)ⅴ(Ⅵ)本誌二一九九号四頁ⅴ二二〇四号二四頁に掲載しました。本件買収は、英国スキーム・オブ・アレンジメントの活用や英国テイクオーバー・コード適用への対応、日本法(会社法、商業登記法、振替法、金商法、金融商品取引所規則)上の論点、課税上の取扱い等、多くの論点を含むもので、わが国企業が、株式対価あるいは混合対価(株式等と現金とを組み合わせた対価)により外国上場企業を対象としたクロスボーダー買収を検討する際の参考になると説明されています。

**B** 同じくM&Aに関する話題として、三月の伊藤忠商事によるデサントに対するTOB成立と七月のHISによるユニゾホールディングスに対するTOB実施が事業会社によ

る発行会社の賛同を得ないTOBとして話題になりました。

もともとデサントの筆頭株主であった伊藤忠商事は、昨年来買い増しを進めていましたが、本年TOBを実施しました。TOBは成立し、デサントの経営陣は一〇人中九人が退任し、伊藤忠商事の専務執行役員がデサントの社長に就任しました。他方、HISによるTOBもユニゾホールディングスは反対表明をするに至りましたが、成立はしませんでした。

**A** このTOBに関する新しい動向については、来年早々に関連記事掲載する予定であるのでご期待いただきたいと思います。

**B** 八月には、前述のとおり、親会社であるヤフーによる、上場子会社であるアスクルの社長と社外取締役三人の再任への反対の議決権行使が話題となりました。アスクル側が、ヤフーからの事業譲渡の要請を断ったことがきっかけとなったと報道されました。

**C** 本事案についての理解を深めることのできる記事として、前記⑳論文を掲載しています。また、後記④⑩論文でも、本事案についての議論の整理やコメントがなされていますので、読者の皆様にはぜひ参照いただきたいと思えます。

2 株主総会に関する動向

**A** 六月総会を中心に本年の株主総会を振り返ってみよう。

**B** LIXILの総会は注目を集めました。同社では、昨年一〇月にCEOの交代が決議された後、本年三月に、外国人機関投資家から、後任CEOらの解任を求める臨時株主総会の招集請求がなされました。本年六月総会では、解任された元CEOから取締役選任に係る株主提案がなされました。最終的には一四名(提案株主側の候補者六名全員、会社側の候補者八名中六名、両者の重複候補者二名)が可決選任されました。CEOには提案株主である元CEOが復帰しています。

武田薬品工業の定時株主総会(六月)において、役員報酬について「クローバック条項」(大幅な利益の修正や不正、巨額損失が出た際などに過去の報酬を返還させるもの)の導入を求める定款変更の株主提案がされたことも話題となりました。議決権行使助言会社が株主提案に賛成推奨を行ったこと等もあり、同条項の採用は五二・二%もの賛成を集めました。株主提案自体は否決されたものの、武田薬品工業は、来年五月までに正式な方針を策定の上、社内規程を整備する予定であるとしています。

**C** それらも含めた動向は、③⑩

「トピック」二〇一九年六月株主総会の総括と今後の課題」本誌二二〇五号七四頁でまとめられています。

**A** そのほかに本年六月総会の話題はあったのだろうか。

**C** 本誌では、③「連載」二〇一九年総会動向と来年展望」を全六回で掲載しましたが、そこでは、社外取締役選任議案/役員報酬議案/買収防衛策議案/アクティビスト/株主提案/不祥事発生時の対応/機関投資家という各トピックそれぞれに関する本年六月総会の動向を紹介しました(本誌二二一〇号二四頁ⅴ二二一五号四四頁)。

本連載のうち、③水嶋創「本年六月総会における株主提案の動向と来年以降の展望」東証一部上場企業を対象に」本誌二二一三号四二頁によれば、本年話題になった株主提案に関しては、東証一部上場企業六月総会でみると三七社一二三件(前年二八社一一九件)と、件数自体は必ずしも増加傾向にあるとはいえないものの、提案を受けた企業数でみた場合はおおむね増加基調にあると評価されています。また、株主提案として付議された議案の賛成率は上昇しているとのことでした。

また、③茂木美樹「谷野耕司」敵対的買収防衛策の導入状況ともの言う株主の動向」二〇一九年六月総会を踏まえて」本誌二二一二号三三頁によれば、「もの言う株主」アク

## 2019年商事法務ハイライト

25日	金融庁、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」を公表
31日	公取委、「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査報告書(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引)」を公表
11月	
7日	不祥事予防のプリンシプルに関する意見交換会、「不祥事予防に向けた取組事例集」を公表
12日	ISS、2020年の議決権行使助言基準の改定内容を公表
19日	経産省、「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」を公表
26日	経産省、「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会」の第1回会議を開催
29日	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(令和元年法律第60号)の公布  金融庁、「記述情報の開示の好事例集」の更新、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」を公表  東証、「コーポレート・ガバナンスに関する開示の好事例集」を公表  東証、「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」の設置を公表
12月	
11日	会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)および会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)の公布

「ティビスト」の動きが活発化してきているとのことで、来年もその動向にいつその注意を払う必要があると思います。

さらに、昨年七月～本年六月までの一年間の株主総会の詳細な動向については、本年も当会が実施した株主総会に関するアンケート調査の結果を取りまとめた、<sup>34)</sup>「二〇一九年版株主総会白書」を例年どおり本誌の特別号(本誌二二一六号)として刊行しました。また、本誌では毎年その年の白書を研究者が論じる「株主総会白書を読んで」を掲載していますが、今年も、<sup>35)</sup>松中学「変わるものと変わらないもの——二〇一九年版株主総会白書」を読んで「本誌本号四頁を掲載しました。白書か

ら読み取れる「典型的な」株主総会の姿をまとめた上で、最近の「株主総会白書を読んで」で論じられてきた株主総会の役割が検討されます。読者の皆様にはぜひこれらもご覧いただければと思います。

**A** 今年「バーチャル株主総会」という言葉が広く共有された年でもあったように思う。

**B** 経済産業省は、五月二二日に「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会」とりまとめ(案)で意見照会を行いました。<sup>36)</sup>「(トピック)経済産業省、ハイブリッド型バーチャル株主総会論点整理(案)で意見・情報提供の募集を開始」本誌二二〇〇号五(二頁)。

その後同省は、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」を立ち上げ、八月二六日に第一回会議を開催していますが、同研究会でも「バーチャル株主総会」が主要テーマの一つとして取り上げられています。

**A** そのほかに、株主総会についての関連記事はあっただろうか。

**C** 本誌では毎年、株主総会担当者の皆様の総会準備に資するために、六月総会の準備開始前のタイミングである年明けからその年の株主総会に関する実務上の論点を紹介する連載記事を掲載しています。本年も<sup>37)</sup>「連載」平成三一年株主総会の実務対応」を全七回(各回テーマは、総論/役員選任議案/参考書類作成/

事業報告作成/議事運営/想定問答/終了後の実務)で掲載しました(本誌二二八九号二六頁～本誌二二九五号三四頁)。

また、今年も、平成最後の年であったため、平成年間の株主総会白書の調査結果に基づき、平成年間の株主総会実務の変遷をたどる、<sup>38)</sup>中西敏和「連載」株主総会運営実務の歩み」本誌二一八八号四〇頁～二一九七号五三頁を連載しました。

**A** 来年も二月から「連載」二〇二〇年株主総会の実務対応」を掲載予定である。読者の皆様には、来年総会に向けたテーマ確認などにご利用いただきたい。また、新時代の株主総会プロセスの在り方研究会の動向についても引き続き注目していきたい

2019年商事法務ハイライト

たいと考えている。

3 コーポレートガバナンス、取締役会に関する動向

A 続いて、本年のコーポレートガバナンスや取締役会に関する動向はどうだろうか。

B 昨年六月にはCGコードが改訂されました。CEOの解任に関する改訂(原則三―一等)、CEOのサクセツションプラン(後継者計画)に関する改訂(補充原則四―一③)、

任意の指名・報酬委員会に関する改訂(補充原則四―一〇①)などが注目されましたが、本改訂への対応期限とされていたのが、昨年一月二三日でした。一昨年五月にはスチュワードシップ・コードも改訂されていますから、本年から上場会社において改訂Wコードへの対応がなされているという意味で、日本企業のコーポレートガバナンスは新たな段階に入ったといえます。

実際、本年八月には東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(二〇一九年八月一日)が公表されましたが、そこでは市場第一部において、三分の一以上の独立社外取締役を選任する会社および指名委員会・報酬委員会を設置する会社の数が大きく増加したことに注目が集まりました。

C 本誌では、まず、そのような

Wコード策定と改訂がそれぞれ実務にどのような影響を与えてきたか、改訂Wコードの下でのコーポレートガバナンスのあり方などを明らかにすることを目的に、企業、機関投資家、立案担当者による座談会(⑨嶋本正「加藤浩嗣」寺沢徹「井上俊剛」澤口実「座談会」Wコードとコーポレートガバナンスの展開(上)(下)本誌二一八七号八頁、二一八八号四頁)を開催しました。

また、TOPIX一〇〇構成銘柄企業のコーポレート・ガバナンス報告書から、CGコードへの対応状況を分析する、④澤口実「飯島隆博」香川純奈「齋藤悠輝」TOPIX一〇〇構成銘柄企業のコーポレート・ガバナンス・コード対応の傾向——二〇一九年一月末時点開示内容をもとに「本誌二一九四号二八頁も掲載しています。

さらに、コーポレートガバナンスに関する射程の大きい議論がされた、④田中亘「倉橋雄作」コーポレートガバナンス改革の本質を問う(直す(上)(下)本誌二二一五号四頁、二二一七号二六頁を掲載しました。本稿は、経営法友会主催のセミナーの講演録を基にしたものですが、コーポレートガバナンスの要である社外役員に関して、最先端の実証研究や理論的研究の成果を基に、社外役員の意義と職責、活用上の留意点に関する数多くの論点を検討したもので

す。グループガバナンスやヤフー・アスクル事案に関しても重要な指摘がなされています。

今や投資家の議決権行使を大きく左右する議決権行使助言会社であるグラス・ルイスとISSはその年ごとに議決権行使助言方針を施行します。本誌では例年どおり、二〇一九年版助言方針の解説記事である、④上野直子「二〇一九年グラス・ルイス議決権行使助言方針改定項目」本誌二一九一―三九頁、④石田猛行「二〇一九年ISS議決権行使助言方針」本誌二一九二―四〇頁を掲載しました。

そして、前記のとおりCGコード改訂で注目された、CEOのサクセツションプランや指名委員会活用に関して、④佃秀昭「連載」社長・CEO後継者計画の実務(1)「(3)本誌二二四号四頁」二二一七号三九頁を掲載しました。指名コンサルティング経験豊富な著者がその経験と自身が実施したアンケート調査の結果を踏まえて、各社サクセツションプランの現状分析とあるべき実務を提示しました。

A 今年、当会ではコーポレートガバナンスに関する取組みとして、「取締役会事務局」に関する論文掲載とアンケート調査を行った。その紹介をお願いしたい。

C 改正会社法は上場会社等への社外取締役の設置を義務づけま

が、前記東京証券取引所の調査のとおり、上場会社ですでに多くの社外取締役が就任しています。そのため、今後、各社のコーポレートガバナンスに関する課題は、社外役員をいかに増やすかという点から、就任した社外役員がいかに社内で活躍してもらおうか、実効性をどう高めるかという点にシフトしてくると予想されます。それは具体的には、必ずしも就任先会社の事業に明るくない社外役員を会社側がいかにサポートするかというサポート体制の構築という課題です。そして、そのサポート体制の一つとして、各社における取締役会事務局の組織と業務の充実があり得ます。

そこで、今年はず、取締役会事務局をテーマとする論文を掲載しました。一つは、④日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク取締役会事務局懇話会有志「取締役会評価の活用と取締役会のPDCAサイクル——取締役会事務局の果たす役割」本誌二一九五号二二頁です。これまで実効性評価については、社外の第三者による情報発信が多かった中、社内で取締役会事務局を務める執筆者らが、取締役会実効性評価を、会社のガバナンス全体を向上させる重要なツールと位置づけ、実際の評価手法や年間の実施スケジュールを複数紹介した上で、その実務を分類・分析するものです。

## 2019年商事法務ハイライト

もう一つは、④中村直人「取締役会スタッフのあり方——ガバナンスの知的プラットフォームへ」本誌二〇三号四頁です。本稿は、コーポレートガバナンス改革が進化した後の会社において、取締役会事務局がどのような組織と目的を持ち、どのような業務をなすべきなのかを、取締役会の本質論から説得的な言葉で説きおこすものです。

また、これまでガバナンスに関するアンケート調査が多くなされる中で、取締役会事務局の組織と業務の実態はほとんど明らかになっていません。そこで当会では今年、「第一回取締役会事務局アンケート」を実施しました。

本アンケートは取締役会事務局の組織と担当業務をテーマに、東証一部・二部上場会社二、六三三社を対象に本年一〇月に実施し、九三〇社から回答を得ました（回答率・三五・三％）。その集計結果を公表したのが、⑦中村直人「倉橋雄作」第一回取締役会事務局アンケート集計結果の分析」本誌二二一七号四頁です。取締役会事務局の主管部署やスタッフ数、担当業務などについて、会社規模や機関設計別の分析がなされています。

A 当会では、来年前半に「第二回取締役会事務局アンケート」を実施し、集計結果の公表や関連記事の掲載を本誌で行う予定である。第二

回アンケートでは各社の業務内容を具体的に調査するなどしていく予定であり、取締役会事務局関係者の皆様にはぜひご注目いただきたい。

## 4 コンプライアンスに関する動向

A 続いて、本年のコンプライアンスに関する動向はどうだろうか。

B 当会は、本年二月一二日から、「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の指定登録機関として登録申請の受付を開始しました。本制度は、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCM S (Whistleblowing Compliance Management System) テークの使用を許諾する制度です。

C 本誌では、⑧田中亘「公益通報者保護制度の意義と課題——内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の発足に寄せて」本誌二一九五号一三頁を掲載しました。本稿では、公益通報者保護制度の存在意義、内部通報と外部通報の関係を論じた上で、本制度と、近い将来改正が見込まれる公益通報者保護法制についての所感が述べられます。

B また、経営法友会の会員有志において、日本取引所自主規制法人「上場会社における不祥事予防のプリシブル」（二〇一八年三月三〇

日）を題材に意見交換会「不祥事予防のプリシブルに関する意見交換会」が開催され、その議論をもとに、一月七日、「不祥事予防に向けた取組事例集」が取りまとめられました。

C 本誌では、本事例集をベースに、各社の取組事例を深掘りすることを目的に、本意見交換会メンバーによる、座談会（⑨井上博史ほか「座談会」コンプライアンスリスク軽減のための平時の取組み」本誌本号一九頁）を開催しました。

B 以上に加えて、前記開示府令改正において、「事業等リスク」の開示強化がなされたことも、前記⑧論文指摘のとおり、コンプライアンスに関する重要な動向だと思います。

## 主な司法判断

1 アドバネクス株主総会決議不  
存在確認等請求事件

A 本年も本誌テーマにかかわる重要な裁判例が多くあったが、株主総会に関するものに絞るとすれば、アドバネクス株主総会決議不存確認等請求事件、ヨロズ株主提案議題等記載仮処分命令申立事件の二つを挙げる事ができる。ここでは、両事件の内容を確認しておこう。

B アドバネクス（Y社）の平成三〇年六月二日に開催された定時

株主総会において、取締役七名を選任する旨の会社提案に対して、株主から会社提案七名のうちXら四名に代えて別の三名を選任する旨の修正動議が提出され、同修正動議が可決された旨が宣言されました（本件決議）。再任されなかった取締役兼株主であるXらが、Y社に対し、主体的に(i)Xら四名がY社の取締役の地位を有することの確認と、(ii)本件決議の不存確認を求め、予備的に(iii)本件決議の取消しを求めたところ、第一審判決（東京地判平三一・三・八資料版／商事法務四二二号三一頁）は、(i)(ii)の請求を棄却し、(iii)の請求を認容しました。XらおよびY社はそれぞれ不服として控訴しました（Xらは控訴審では(iv)予備的にXら四名がY社の取締役としての権利義務を有することの確認も求めました）。

控訴審では、Xら四名を含む取締役七名を選任する旨の会社提案を可決する決議の成立は認められるとされつつも、結論としては、本件決議で選任された株主提案による三名はいずれもすでに辞任しており、訴えの利益を失っていると、Xらによる(ii)(iii)の請求に係る訴えを却下しました。またXら四名はすでにY社定款が定める取締役としての任期を満了しているとして、(i)(iv)の請求に係る訴えも棄却しています（東京高判令元・一〇・一七資料版／商事法務四二九号掲載予定）。

控訴審において、会社提案を可決する決議の成立は認められるとされたのは、事前に同会社提案に賛成していた銀行の担当者が総会当日出席したところ（当日の株主による投票において、同担当者は傍聴に来ていた）と述べて投票用紙を白紙で提出し、その議決権の取扱いとして、本件会社提案に賛成、本件修正動議に反対として扱うのが相当とされたことによりです。この点について、第一審では棄権として扱うのが相当とされ、この判断が実務上の関心を集めていました。

**C** 本誌では、第一審判決の評釈である、⑤松尾健一「アドバネクス株主総会決議不存在確認等請求事件―東京地判平成三一年三月八日」本誌二一九七号一八頁を掲載しています。

**A** 本事件は上告受理申立てがされ、まだ確定していないようである。確定後、本誌でもあらためて本事件を分析していきたい。

**2 ヨロズ株主提案議題等記載仮処分命令申立事件**

**A** 次に、ヨロズ株主提案議題等記載仮処分命令申立事件の内容を確認しておこう。

**B** ヨロズの本年六月定時株主総会において、買収防衛策（昨年総会で承認）の廃止を議題とするよう求める株主提案が投資会社からなされ

ました。会社側が株主提案を取り上げなかったため、同投資会社が招集通知および株主総会参考書類に記載することを求める仮処分を申し立てたところ、第一審（横浜地決令元・五・二〇資料版／商事法務四二四号一・二六頁）・抗告審（東京高決令元・五・二七資料版／商事法務四二四号一・二〇頁）とも株主提案の付議を否定しました。

**C** 本誌では、判例評釈である、⑤松井秀征「ヨロズ株主提案東京高裁決定の意義―株主提案議題等記載仮処分命令申立事件」本誌二二〇六号四二頁を掲載しています。本稿では、ヨロズの定款には、株主総会において、法令または定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当社の株式等の大規模買付行為への対応方針を決議することができる旨の規定があったところ、本事件における裁判所の判断は、定款により株主総会の権限とした事項の解釈はどのようなべきか、あるいはわが国における株主提案権の限界がどこにあるのか等、わが国の会社法上の権限分配にかかわる重要な問題を惹起していると評価されています。

**3 その他の司法判断**

**A** そのほか、本誌テーマにかかわる今年の司法判断を挙げておこう。

**B** 七月一七日、大王製紙新株予

約権付社債の発行をめぐる損害賠償請求事件の控訴審判決が出されました（東京高判令元・七・一七資料版／商事法務四二六号七〇頁）。本件は、大王製紙（Z社。補助参加人）の株主（議決権保有比率二一・九六％）であるX社が、Z社の取締役会において発行が決議された転換社債型新株予約権付社債について、(i)株主総会決議を経ずに特に有利な条件で発行された、(ii)X社の議決権保有比率を希釈化する不当な目的での発行であった、(iii)本件新株予約権付社債の発行の公表によりZ社の株価が下落するなどの状況があったにもかかわらず発行が強制されたとしても、Z社の取締役であったYらに対して、損害賠償を請求した事案です。

第一審（東京地判平三〇・九・二〇資料版／商事法務四一五号八三頁）は、本件新株予約権付社債の発行について有利発行該当性・不公正発行該当性を否定し取締役の損害賠償責任を認めませんでした。控訴審においても、同様に取締役の損害賠償責任を認めず、控訴は棄却されています。

そのほかにも、日本生命と三井生命の経営統合をめぐる株式売買価格決定に対する抗告事件（東京高決平三一・二・二七資料版／商事法務四二〇号二二二頁）、オリンパス取締役に対する損害賠償請求事件控訴審判決（東京高判令元・五・一六資料

版／商事法務四二五号三二頁）、シヤルレ株主代表訴訟事件（神戸地判令元・五・二三資料版／商事法務四二八号一七頁）等の司法判断がありました。

また、金商法違反による課徴金納付命令を取り消す判決が三件あったことも注目されました（東京地判令元・五・三〇資料版／商事法務四二五号一〇四頁（日本板硝子株式に係る内部者取引による課徴金納付命令の取消し）等）。

**C** 本誌では、大王製紙事件の一審判決について判例評釈である、⑤松中学「大王製紙新株予約権付社債の発行をめぐる損害賠償請求事件の検討」本誌二一九二号一〇頁、二一九三号三五頁を掲載しています。そのほか、例年どおり、⑤高橋陽一「平成三〇年度会社法関係重要判例の分析」本誌二二〇五号四二頁〜二二〇八号四七頁で二〇一八年度に公刊された会社法関係の重要判例の紹介をしています。

そのほか、図表1のとおり定期欄である「商事法判例研究」と「新商事判例便覧」でも重要判例の内容を確認できます。

**海外法制に関する動向**

**A** 事業活動のグローバル化に伴い、わが国企業が目配りしておく必要があるルールも多岐にわたる。今

## 2019年商事法務ハイライト

年もいくつか取り上げておこう。

**C** 中国では、三月、第一三期全国人民代表大会第二回会議において、「外商投資法」が制定され公布されました。外商投資法のポイントは、(i)外商投資に関する従来の法律を廃止し、新しい基本法を制定したこと、(ii)設立や解散などを、ネガティブリストで管理すること、(iii)米

国との貿易紛争の影響があること、の三つで、外資についての従来の法律を廃止し、まったく新しい法律を制定したという意味で画期的であるといわれています(54)射手矢好雄「森規光「中国における外商投資法の成立」本誌二二〇二号三頁」。外商投資法は二〇二〇年一月一日から施行されます。

米国では、八月、証券取引委員会が、投資顧問の議決権行使に関するガイドダンス等を公表するとともに、一月には、議決権行使助言会社社に

関し、SEC規則の改正案を公表しています(56)森田多恵子「議決権行使助言のあり方に関する欧米の制度改正動向と潮流の変化」本誌本号四四頁。

英国では、一〇月に、スチュワードシップ・コード改訂版が公表されました(57)安井桂大「スチュワードシップ・コードの実効性の確保——英国におけるコード改訂等の動向を踏まえて」本誌二二二二号二四頁。スチュワードシップ・コードを世界に先駆けて策定し、これまで実務をリードしてきた英国において八年ぶりとなる大幅な見直しによって導入された改訂版コードは、今後新たに世界をリードする基準となることが期待されています(58)「海外情報」英国スチュワードシップ・コードの改訂」本誌二二二四号六四頁。

**A** そのほか、本年の本誌の取組みについても紹介してもらいたい。

**C** 本誌では図表1のとおり「米国会社・証取法判例研究」を掲載していますが、本年は同欄でも取り上げられることが多いデラウェア会社法判例理解のために必要となる同州衡平法裁判所における民事手続の基礎知識を英米法の専門家が解説する、(59)板持研吾「連載」デラウェア

会社判例理解のための手続法的基礎」本誌二二〇八号三三頁」を開始しました。読者の皆様にはこちらもぜひご参照いただければと思います。

### 学界に関する動向

**A** 最後に本年の日本私法学会シンポジウム、東京大学比較法政シンポジウム、商事法務研究会賞について紹介してもらいたい。

**C** 本誌では、毎年八月二十五日に日本私法学会シンポジウム(商法)の講演資料を掲載しています。今年は一〇月五日に開催された同シンポジウム講演資料である、(60)山本爲三郎ほか「日本私法学会シンポジウム資料」株式制度の再検討——会社法における基礎的な理論の観点から」本誌二二〇七号四頁を掲載しています。

また、東京大学比較法政シンポジウムの講演録も毎年掲載されています。今年も、二月二七日に開催された同シンポジウムの講演録である、(61)神作裕之ほか「東京大学比較法政シンポジウム」グローバル・ガバナンスの実務と最新諸論点——日本企業の国際競争力強化に向けて」本誌二一九八号一八頁〜二二〇一八頁を掲載しています。

さらに、当会は創立五〇周年を記念して「商事法務研究会賞」を設け、

毎年、若手(四〇歳未満)の法学研究者・法律実務家の養成を目的として、民法、商法、民事訴訟法、経済法、知的財産法、租税法、労働法の分野を対象に、当該年度(前年四月(当年三月)に発表された著書・論文の中から、審査委員会による厳格な審査を経て学術的に特に優れた研究成果に対して、褒賞金を贈呈し、その功績を表彰しています。本年も本誌上で、受賞論文発表(62)「第一五回『商事法務研究会賞』受賞論文発表」本誌二二二七号七八頁」を行いました。

### おわりに

**A** 来年も、読者の皆様に有益な情報提供をするための努力を尽くすという思いを確認して、今年の高ライトはここまでとしたい。